



冬鳥越スキーガーデンで雪上レクリエーション大会  
(2月19日)

主な内容

- 小池清彦市長の市政報告 ..... 25
- ・ 加茂病院に救命救急センターの併設を求め、加茂市民の95.94%が署名 ..... 2
- ・ 救命救急センター併設病院の複数の案を加茂病院の廃止、縮小等を行わずに、県が作成することが決定 ..... 35
- 交通事故・火災・救急の記録 ..... 67
- グループ登場／総体結果 ..... 10
- 勤少ホーム教養講座募集 ..... 11
- 加茂の風土記 ..... 12

加茂病院は加茂市の宝 加茂病院を盛り立てましょう

# 市政報告(一)

加茂市長 小池 清彦

救命救急センターの加茂病院への併設を求める署名運動で、加茂市民の皆様が九五・九四％、二万八千五百五十五人の御署名をいただきました。

県央医療圏の救命救急センターを加茂病院に併設することを求める署名運動につきましては、市民の皆様の御熱意により、二月二十日現在で加茂市民の皆様が九五・九四％、二万八千五百五十五人の御署名をいただくことができました。

このほかに田上町民千百八人、三条市民七百十二人を含む三千二百九十三人の加茂市以外の方々が署名しておられます。

加茂市民の皆様が心から厚く御礼申し上げます。

加茂市以外の有志の皆様にも心から厚く御礼申し上げます。

このたびの署名運動を実行された区長会の皆様にも心から厚く御礼申し上げます。

また、組長様方、消防団の皆様にも心から厚く御礼申し上げます。

この熱意あふれる署名簿を区長様方と御一緒に泉田知事さんにお届けして、救命救急センターを加茂病院に併設することを強く要望いたしますと存じます。

# 市政報告(二)

加茂市長 小池 清彦

救命救急センター併設病院について、合同会議で、加茂病院の廃止、縮小等  
は行わずに県が病院の再編案を作る  
ことが決まりました。

二月十五日に救命救急センター併設病院に  
ついて「知事・市長村長・医療関係者等合同  
会議」において、次のことが合意されました。

一 五百床規模の救命救急センター併設病院  
の設置に向けて

二 (県央の基準病床数では三百床しかない  
ので) 他の病院の再編によって二百床を生  
み出す必要があり、

三 県が各病院等と調整して、必要な二百床  
を生み出すための病院の廃止・縮小等の案  
を作つて、次回の合同会議に複数の案を報  
告する。

四 この場合、「加茂病院の廃止や縮小等は、  
考えていない。」という知事コメントを尊重  
する。

このたびの合同会議での合意事項は、加茂  
市にとって、まことにすばらしいものであり  
ました。これで、万一、救命救急センターが  
他の病院へ併設されることになつても、五百  
床にするために加茂病院の廃止・縮小等が行  
われることはなくなりました。

みなで、加茂病院へ救命救急センターを  
持つてくるために、心ゆくまで、全力をあげ  
て頑張りましょう。

二月十五日の合同会議の合意事項とこの中  
で尊重することになつた知事コメントを次に  
掲げます。



## 県央地域における具体的な医療提供体制構築に向けた合意事項

平成24年 2月15日

### ◎ 合意事項

#### ○ 今後の検討の進め方について

- 県は、「具体的な医療提供体制の方向性」に基づき、500床規模の病院の設置および既存病院の役割分担の再構築に向け、今後、具体的な調整を行う。
- 具体的な調整にあたっては、平成20年9月5日発表の「三条市長等の中核病院設置要望に関する知事コメント」を尊重して対応する。
- 経営主体等との再編に向けた調整役は県が担う。
- 県は、複数の案を検討し、次回合同会議に報告する。

三条市長等の中核病院設置要望に関する知事コメント

去る8月29日に、三条市長、燕市長、田上町長及び弥彦村長から中核病院設置に関する要望がありました。これに関して県として加茂病院の廃止や縮小等は考えておりません。

# 平成23年 交通事故 火災・救急 の 記録

加茂市で起こった昨年一年間の火災・救急・交通事故件数の記録がまとまりました。昨年は死亡交通事故がゼロ件で負傷者数も減りました。火災では、出火件数が前年より増える結果となりました。もう一度、車の運転、火の取り扱いの安全確認をお願いします。

## 交通事故

平成二十三年に加茂市内で発生した交通事故は五百五十件ありました。物損事故（けがを伴わない事故）四百七十件、人身事故（けがを伴う事故）八十件、傷者数九十三人でした。平成二十二年と比べると物損事故件数は増加しましたが、人身事故件数及び傷者数は減少し、また、死亡交通事故はゼロとなりました。

### 自転車の安全な利用

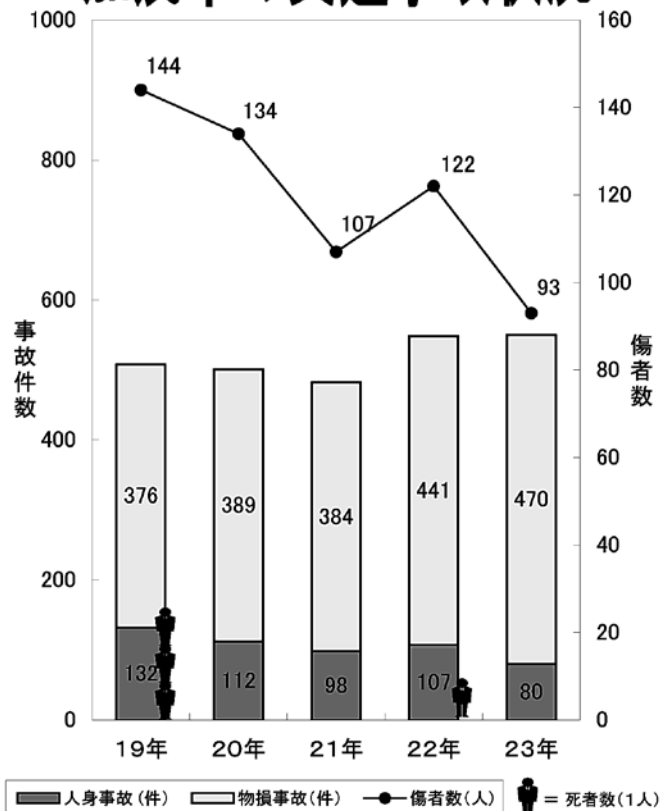
自転車は運転免許証が必要なく、

手軽で便利な乗り物で、幅広い年齢層に利用されています。しかし、歩行者や他の自転車利用者と交通事故になった場合、相手にケガをさせてしまうことも少なくありません。

また、乗用中の携帯電話利用、飲酒運転、傘さし運転、暴走などの危険な通行方法も見られます。

自転車も自動車と同じ「車両」です。交通ルールを守り、安全に配慮したマナーを実践して交通事故を防ぎましょう。

## 加茂市の交通事故状況



交通事故なしキャンペーン

## 高齢者の交通事故防止

交通事故死者数に占める高齢者の割合は八年連続で半数を超えています。

高齢者の交通事故の特徴として、

- ① 夕暮れ時から夜間にかけて
- ② 自宅の近くで
- ③ 道路横断中に

事故にあうケースが多いことがあげられます。

道路を横断する時は車の通りが少なくても左右の安全を十分確認し、見通しのよい場所を横断しましょう。また、渡りながらも左右を確認しましょう。

夜間に外出する時は、明るい服装と夜光反射材を身につけ、自分の存在を周囲に知らせましょう。

## 110番・119番は緊急通報専用電話です

110（事件・事故）119（火災・救急）は、緊急時のための電話番号です。火災発生場所を知りたいときは、電話52-1233（テレガイド）でお知らせします。

## 火災



文化財防火デー 防水訓練

加茂市における平成二十三年中の火災件数は九件で、前年に比べると四件の増加となりました。

火災件数の内訳は、枯れ草などを焼いた「その他火災」が三件、工場一棟が半焼するなどした「建物火災」が六件で、人的被害として二名の尊い命が失われてしまいました。

火災は、わずかな気のゆるみから起こり、ひとたび発生すれば皆さんの大切な財産を焼き尽くし、場合によっては命をも奪いとってしまいます。

火災から大切なものを守るために、火の元には十分注意し、火の用心をお願いします。

## 救急

平成二十三年中、加茂市では千九十八件の救急出動があり、千五人の傷病者が医療機関へと搬送されました。前年に比べると出動件数で六件、搬送人員で一人と、それぞれ減少になりました。

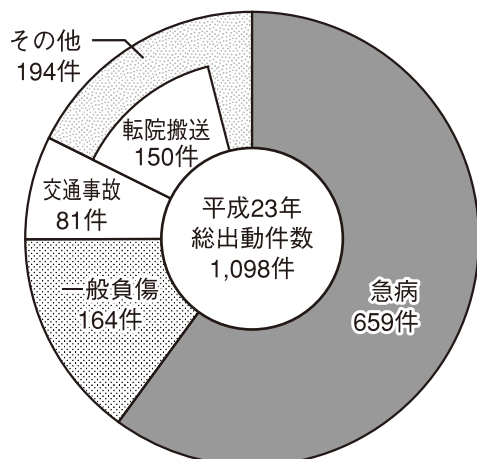
出動件数を一日当たりの平均で表わすと約三・〇件で、八時間に一回の割合で出動していることになり、加茂市民の三十人に一人が救急搬送されたこととなります。

事故種別では、急病が六百五十九件と最も多く、次いで一般負傷

### 平成23年の火災発生状況

区分	平成23年	平成22年
出火件数	9件	5件
建物火災	6件	3件
全焼	0棟	3棟
損害額(万円)	1,790	952
人的被害 死者	2名	1名
負傷者	0名	0名

### 平成23年救急出動の状況



3月配備された新しい高規格救急車

の百六十四件、転院搬送の百五十七件、交通事故の八十一件となっています。

# 加茂市職員の給与などのあらまし

毎年一回お知らせしている職員の給与は、効率的な市政が行われているかどうかの判断基準の一つにさせていただき、これからもいっしょにご協力が得られるようにということが目的です。

## 1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	《参考》 21年度の人件費率
22年度	23年3月31日 30,508人	千円 12,001,578	千円 108,594	千円 2,257,990	18.8%	18.6%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

## 2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	232人	890,115千円	100,090千円	314,945千円	1,305,150千円	5,626千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。  
2. 職員数は22年4月1日の人数です。

## 3 職員の平均給料月額および平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
加 茂 市	322,681円	42.3歳	297,293円	45.8歳
新 潟 県	336,361円	42.8歳	350,065円	49.0歳
国	327,205円	42.3歳	283,862円	49.5歳

## 4 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		市	新 潟 県	国
		初 任 給	初 任 給	初 任 給
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	141,900円	-

## 5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	255,186円	302,552円	339,350円
	高校卒	-	258,800円	306,688円
技能労務職	高校卒	-	249,025円	280,433円

## 6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当	区 分	報 酬 月 額	期 末 手 当
市 長 副市長	812,300円 622,200円	6月期 1.4月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分	議 長 副議長 議 員	375,900円 311,100円 293,100円	6月期 1.4月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分

## 7 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	主事補・技師補 主事・技師	主 事 技 師	副参事・係長 主任・主査	課長補佐 副参事 係長・主任	課 長 事 参 課長補佐	課 長 参 事	
職 員 数	7人	13人	88人	17人	15人	21人	161人
構 成 比	4.3%	8.1%	54.7%	10.6%	9.3%	13.0%	100.0%

(注) 1. 加茂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。  
3. 一般行政職には、水道事業職員、税務職員、看護師・保健師職、福祉職などを含みません。



## 8 職員手当の状況

期末・勤勉手当	退職手当				
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	定年前早期退職特例措置	2%~20%加算
期末手当	勤続20年	23.50月分	30.55月分		
6月期 1.225月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分		
12月期 1.375月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	その他の加算措置	制度なし
計 2.6月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	1人当たり平均支給額	25,370千円

- (注) 1. 職制上の段階、職務の級などによる加算措置が市・国ともにあります。  
2. 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当 (22年度)	区分	全職種	時間外勤務手当	21年度	支給総額	42,986千円
	職員全体に占める手当 支給職員の割合	31.3%			職員1人当たり 支給年額	150千円
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額	19,418円	22年度	支給総額	44,653千円	
	手当の種類(手当数)	14		職員1人当たり 支給年額	164千円	

(23年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者は13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円(配偶者のいない職員の場合は扶養親族のうち1人は11,000円) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子について、1人につき5,000円を加算。	同
住居手当	借家は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円(家賃の額が55,000円以上の場合)まで支給する。	同
通勤手当	交通機関(バス・電車)利用者は、負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給する(定期券の場合は通用期間ごとに支給)。 交通用具(自動車等)利用者は片道の通勤距離に応じて2,000円から最高24,500円まで支給する。	同

## 9 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分	職員数			職員数の増減状況	
	平成22年	平成23年	増減数	主な増減理由	
一般行政部門	議会	4	4		
	総務企画	47	45	△2	事務の見直しによる減
	税務	14	13	△1	事務の見直しによる減
	民生	58	56	△2	事務の見直しによる減
	衛生	12	12		
	労働	1	1		
	農林水産	11	12	1	業務増による増員
	商工	7	7		
	土木	22	18	△4	事務の見直しによる減
小計	176	168	△8		
特別行政部門	教育	57	60	3	業務増による増員
	小計	57	60	3	
普通会計計	233	228	△5		
公営企業等会計部門	水道	11	10	△1	事務の見直しによる減
	下水道	10	10		
	その他	19	20	1	業務増による増員
	小計	40	40		
合計	273	268	△5		

(注)職員数は一般職に属する職員数で教育長も含まれます。

グループ登壇

みんな仲間

# 加茂ギター音楽倶楽部

昨年九月に発足した私たちの倶楽部は、現在十二名で活動しています。昔、ギターを弾いていた方、ウクレレをやったことがあるという方などいろいろです。

一般にギターは難しい楽器といわれていますが、難しい曲も二重奏や三重奏でパートを分けることによって楽しく演奏することができます。

先生は難しいパートが出てくると「そこは脳が五歳若くなる」といって挑戦意欲を盛りたててくれます。

レッスン以外でも、近郷の音楽会に出かけたり、映画鑑賞、山菜採りなどでメンバーの親睦を深めています。

## 「わたしたち頑張ってまーす」



練習は、毎週金曜日に公民館第五研修室でやっております、小さなロビーコンサートや施設への慰問演奏を目標にがんばっています。  
お問合わせ 加茂ギター音楽倶楽部 (渡辺さん ☎五二・〇七六〇) へ。

## 第54回 総体



### スキー競技

期日 二月五日

会場 冬鳥越スキーガーデン

#### 〔回転〕

- ▼小学生女子の部①近藤彩乃(加茂南小五) ②奥野紗稀(加茂スキークラブ) ③富樫はるの(加茂南小四)
  - ▼小学生男子の部①杉山涼太(下条小五) ②吉田伸大(石川小三) ③目黒広大(下条小五) ▼中学生男子の部①中野智弥(七谷中二) ②蝶名林雄太(若宮中二) ③帆苅大地(加茂中二) ▼中高一般女子の部①目黒司(加茂スキークラブ) ②古川空美(若宮中二) ③中野彩圭(株ヤマト工業)
  - ▼高校生男子の部①狩谷尚人(加茂農林高一) ②丸山純也(加茂農林高一) ▼青年(〜29歳)の部①茂野雅人(三条トヨタ自動車) ②目黒広大(加茂スキークラブ) ③松原弘治(加茂スキークラブ) ▼成年一部(30〜39歳) ①小柳宏文(加茂スキークラブ) ②小林仁(小林製作所) ③木村寛次(丸十工業) ▼成年二部(40〜49歳) ①諸橋利彦(株吉田組) ②熊倉昇(加茂スキークラブ) ③近藤敏之(亀田製菓) ▼成年三部(50〜59歳) ①茂野孝(株長沢) ②松原直人(桑田屋スポーツ) ▼壮年(60歳〜)の部①小柳仁策(太平堂) ②梅田茂(桑田屋スポーツ)
- 〔大回転〕
- ▼小学生男子低学年の部①吉田伸大
  - ▼小学生女子低学年の部①富樫さつき(加茂南小二) ▼小学生男子高学年の部①杉山涼太②目黒広大③矢部朋載(下条小四) ▼小学生女子高学年①古川七海(加茂南小六) ②近藤彩乃③奥野紗稀▼中学生男子の部①蝶名林雄太②中野智弥▼中高一般女子の部①古川空美②目黒司③中野彩圭▼高校生男子の部①狩谷尚人②丸山純也▼青年の部①茂野雅人②目黒広大③松原弘治▼成年一部①小柳宏文②小柳毅(株長沢) ③小林仁▼成年二部①近藤敏之②熊倉昇③諸橋利彦▼成年三部①茂野孝▼壮年の部①小柳仁策②梅田茂③佐藤一夫(加茂スキークラブ)
- 〔滑降〕
- ▼一部(〜39歳) ①茂野雅人②小柳宏文③目黒広大▼二部(40歳〜) ①近藤敏之②帆苅忠(加茂スキークラブ) ③諸橋利彦
- 最優秀選手賞  
ジュニアの部 杉山涼太(下条小五)  
一般の部 小柳仁策(太平堂)

平成24年度

## 勤労青少年ホーム 教養講座 受講生募集

講座名	講師	講座日(開催予定回数)	
生け花(北斗流)	池田トミ	月曜日	午後7時～9時(20回)
茶道(表千家流)	武田陽子		午後7時～9時(20回)
料理(初心者)	丸山成子	火曜日	午後7時～9時(20回)
ゴルフ(初心者)	坪谷清		午後7時30分～9時20分(20回)
社交ダンス(初心者)	萱森トシ		午後7時～9時(30回)
フラワーデザイン	丸山春江		午後7時～9時(20回)
お菓子作り	皆川栄子	木曜日	午後7時～9時(10回)
着物着付け	渡辺和		午後7時～9時(20回)
書道	関川瀧治郎		午後7時～9時(30回)
料理(一般)	丸山成子	金曜日	午後7時～9時(10回)
エアロビクス(初心者)	神原弘美		午後7時30分～8時30分(20回)
ゴスペル	市野瀬京子		午後7時～9時(30回)
民踊	長谷川サヨ		午後7時～9時(18回)
カラオケ(昼の部)	山岸之起	偶数月の第2金曜日 午前10時～正午	
カラオケ(夜の部)		奇数月の第2金曜日 午後6時30分～8時30分	
柳生新陰流剣道 小野派一刀流、二天一流、林崎流	加茂市長 小池清彦	第1・3水曜日 午後7時～9時	
太極拳 形意拳、八卦掌		第2・4水曜日 午後7時～9時	

**会場** 勤労青少年ホーム

※ゴルフ講座は加茂ゴルフセンター、エアロビクス講座は勤労者体育センター、カラオケ講座は市民交流センター2階多目的中ホール(中央コミュニティセンター)で行います。

**対象** どなたでも受講できます。青年、少年歓迎!!

**受付** 4月10日(火) 午後7時から 勤労青少年ホームで受講申し込みを受け付けます。  
※柳生新陰流剣道、太極拳、カラオケの各講座は、随時、受け付けをいたします。

**受講料等** 年間1,300円(保険料+青春プラザ(利用者の会)会費)

※高校生以下の受講料等は年間800円。各講座の教材費は自己負担です。柳生新陰流剣道、太極拳、ゴルフ、社交ダンス、エアロビクス、民踊の各講座は年間2,350円(高校生以下は年間1,850円)です。

**申し込み・問い合わせ** 勤労青少年ホーム(☎52-6116)へ。

※柳生新陰流剣道講座と太極拳講座についてのお問い合わせは、市役所総務課秘書係(☎52-0080内線328)でもお受けします。



# 天神林村の儉約取り決め

## 明治前期の災害(3)

現代では、大きな災害に出会うと、原因はなにかを考え、その責任(者)を明らかにして、賠償や復元を要求する。しかし、原因を解明できるだけでは科学が発達せず、かつ、「民は依らしむべし知らしむべからず」と、情報も与えられなかった時代の人々は、神罰の怒りなどを原因とし、その責任を自らに求めた。対策としては、

日常生活で、私欲を抑え、贅沢をしない、などという生活道徳を守るよう、自らに言い聞かせることであった。

下条川の下流に沿って立地する

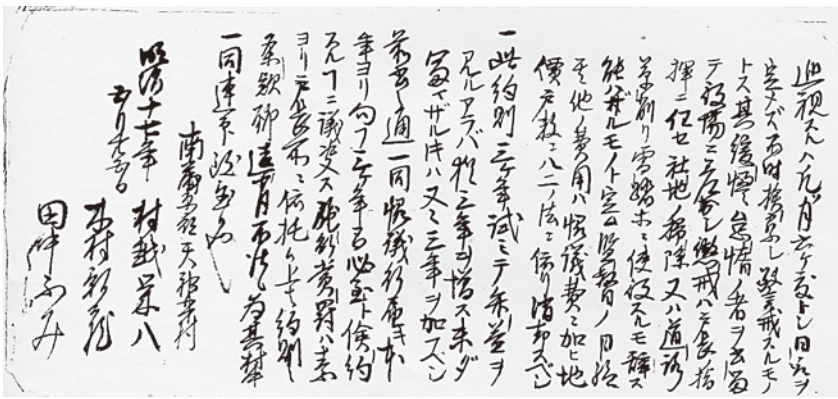
# 加茂の風土記

天神林村も、十月号で紹介した加茂新田をめぐる新聞記事にあるように、水害で苦しんだ村で、同村は明治十七年五月に厳しい儉約実行を取り決めている。

①タバコは食後だけにし、仕事場を持つ

て行かない、②酒は一人銚子一本とし、疲れ直しの酒は月に六回にかぎる。

③家は雨露を凌げればよい、向後



天神林の儉約議決書 (市史編纂室で市川浩一郎文書)

三年間は家の新築禁止。

などと厳しい。衣類・履物・雨具等についても、家の資産に忠じて三区分し、それぞれのランクごとに使える品物を規制している。

それにとどまらず、「大食者は短命で身代も落とす」「鍋茶釜は下げて使う、一寸下げればひとと早く煮える、薪も一年で積もれば炊(か)一つの違い」「飯をうまく食べる秘訣は朝早く起きて仕事を始め、夕べには月の陰を踏む迄働くこと」などと、日常道徳まで盛り込んでいる。

この取り決めの冒頭には、「このままでは村の永続が覚束(あやふ)ないので村中が申しあわせをする」と動機を書き記し、村内のほぼ全戸が署名している。このように村の全戸が集まって行う「村決め」は、江戸時代の村の習わしであった。

近代に入ると、個人は家から、個別家は村から、それぞれ自立を指向し、他方では町村規模が行政単位として拡大されて代表制が浸透していくことで、こうした「村決め」は次第に姿を消すことになる。天神林村の「村決め」は、そういった過渡期の作成だった。

(溝口敏磨)

## 第54回総体スキー競技 回転競技のスタート地点



### 人口のうごき

2月1日現在  
 世帯 10,197 (+ 5)  
 人口 30,216 (-13)  
 男 14,598 (+ 6)  
 女 15,618 (-19)  
 ( )内は前月比  
 (1月異動分)  
 出生 13 (男 8 女 5)  
 死亡 31 (男10 女21)  
 転出 22 転入 27